

入管庁政第143号  
総行国第40号  
令和7年2月28日

各都道府県国際担当部長様  
各指定都市国際担当局長様  
(多文化共生施策担当課扱い)

出入国在留管理庁政策課長  
総務省自治行政局国際室長  
(公印省略)

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(通知)  
平素より出入国在留管理業務及び地域における多文化共生の取組の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年2月17日、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準について規定する「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」(令和7年法務省令第3号)及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」(令和7年法務省令第4号)が公布され、同年4月1日から施行されます。

本改正は、今後、特定技能外国人の受入れが増加することが見込まれる中、当該外国人が活動・居住する地域、受入れ機関及び地方出入国在留管理局の連携により、外国人との共生社会の実現を図るものであるところ、下記のとおり具体的な内容等を通知しますので、各地方公共団体におかれましては、協力要請の流れ(別添1)を参考としながら、特定技能所属機関からの「協力確認書」の受領や、共生施策に係る特定技能所属機関への協力要請などについて御対応いただくようお願いします。

また、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、本通知の内容について周知いただくようお願いします。

## 記

### 1 趣旨

#### (1) 特定技能制度

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある

産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れるための制度として、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を設け、平成31年4月から運用を行っている（別添2）。

（2）特定技能所属機関による特定技能外国人に対する支援

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）上、特定技能外国人の受入れ機関（以下「特定技能所属機関」という。）には、1号特定技能外国人（在留資格「特定技能1号」をもって在留する者をいう。）の職業生活上、日常生活上又は社会生活上必要な支援（日本人との交流促進に係る支援を含む。）の内容を定める1号特定技能外国人支援計画（以下「支援計画」という。）を作成し、当該支援を実施する義務がある。

（3）特定技能外国人の増加と省令改正

ア 令和6年3月29日の閣議決定により、特定産業分野を12分野から16分野に拡大するとともに、1号特定技能外国人の向こう5年間の受入れ見込数を約34万5千人から82万人に再設定した。その際、今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記された（別添3）。

イ 上記アを踏まえ、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正し、特定技能所属機関の責務として、①地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることを、また、②1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえることをそれぞれ規定した（別添4）。

## 2 具体的運用

（1）特定技能所属機関による「協力確認書」の提出・支援計画の作成

ア 特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」という。）に対し、施行期日以降、初めて特定技能外国人に係る在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」という。）を行うに当たって、当該外国人が活動する事業所の所在地及び当該外国人の住居地が属する市区町村に対して、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときに

は、当該要請に応じ、必要な協力をを行う旨の「協力確認書」（別添5）を提出する。

- イ 上記アの協力確認書は、基本的に、施行期日以降、特定技能所属機関が初めて在留諸申請を行う際に作成し、該当する市区町村に一度提出するものとする。その後、同一の事業所で活動する他の特定技能外国人に係る在留諸申請や、再度の在留諸申請の際には、再提出を要しない。ただし、協力確認書に記載された事項（例：事業所の所在地や住居地、担当者連絡先等）に変更が生じた場合は、該当する市区町村に対して、改めて協力確認書を提出する。なお、特定技能外国人の転職・転出や帰国の際には、特定技能所属機関から連絡する必要はない。
- ウ 特定技能所属機関は、地方公共団体において実施する共生施策（※）を確認の上、支援計画を作成し、在留諸申請の際に地方入管局に提出する。なお、共生施策の確認は、基本的に各地方公共団体のホームページの閲覧によって行うことを想定している（なお、支援計画は地方公共団体には共有されない。）。

※ 本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは、例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等を想定している。

## （2）地方公共団体による「協力確認書」の受領・共有

市区町村の所管部署は、特定技能所属機関から提出された協力確認書を受領するとともに、必要があれば、適宜、情報管理に関する規定に従いつつ、関係部署等に対し、協力確認書上の情報を共有する。

## （3）地方公共団体による協力要請

ア 地方公共団体は、共生施策を実施する観点から、特定技能所属機関の協力を求める必要があれば、適宜、協力確認書上の記載情報も活用しつつ、特定技能所属機関に対し、協力を要請する。

イ 地方公共団体が共生施策を行うに当たって、地域内の特定技能所属機関に係る情報（例：当該機関に属する特定技能外国人の国籍、人數等）を把握する必要がある場合は、協力確認書に記載された特定技能所属機関の担当者連絡先へ照会する。

ウ 協力を要請する際は、その趣旨や根拠、協力を求める理由・必要性、協力要請事項、関係する共生施策の具体的な内容を、参考資料とともに明示するなど、特定技能所属機関に対して丁寧な説明を行うことが望ましい。別添6のとおり、協力要請を行う際の文書の雛形を示す。

エ 本件取組は、あくまでも共生施策の実現のために行うものであり、また、特定技能所属機関に対して協力を強制できるものではない（法的根拠があるものを除く。）ところ、その趣旨から、本件取組において

て想定される協力要請と想定していない協力要請の具体例をそれぞれ次の（ア）（イ）のとおり示す。

（ア）本件取組の趣旨を踏まえた協力要請の例

- ・ 条例等の法的根拠があるもの
- ・ アンケート調査、ヒアリング等への協力
- ・ 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

（イ）本件取組において想定していない協力要請の例

- ・ 条例等の法的根拠がないにも関わらず、特定技能外国人に対する地域イベントへの参加を強制させる、又は地方公共団体への拠出金を求めるもの
- ・ 地方公共団体以外の機関等に対する協力を要請するもの
- ・ 共生施策や特定技能外国人の支援とは明らかに関係性がないものの
- ・ 特定技能所属機関の協力がなくても、地方公共団体のみで実施可能であるもの又は実施することが相当であるもの
- ・ 社会通念上、特定技能所属機関及び特定技能外国人にとって過大な負担が生じるもの

オ 地方公共団体は、特定技能所属機関の協力確認書の提出の有無にかかわらず、当該特定技能所属機関に対し協力を要請することができる。

### 3 運用に伴う地方公共団体への依頼事項

（1）各地方公共団体の所管部署及び受領方法の設定・周知等

ア 本件取組は、原則として、各市区町村における外国人の受入れ環境整備を管轄する部署が所管することを想定している。ただし、当該部署を設置していない市区町村においては、所管部署（総務課等）を任意に定めること。

イ 各市区町村の所管部署は、特定技能所属機関が円滑に協力確認書を提出できるよう、協力確認書の受領方法（例：対面、郵送、電子メールによる受領等）を設定の上、各市区町村のホームページ等で周知を図るよう努めること。

ウ 協力確認書の情報は、情報管理に関する規定に従い、適切に管理すること。また、同規定に基づき、必要に応じて、協力確認書の情報を関係部署等に共有すること。

（2）地方公共団体における共生施策の周知

特定技能所属機関が支援計画を作成する際に、地方公共団体における共生施策を確認しやすいよう、ホームページ掲載等による当該施策の周知や特定技能所属機関からの問合せ対応に協力するよう努めること。

#### 4 地方公共団体の協力要請に応じない特定技能所属機関について

- (1) 地方公共団体は、共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人に対する支援に資するものであるにもかかわらず、地方公共団体の協力要請に応じない特定技能所属機関があった場合には、特定技能所属機関の事業所の所在地を管轄する地方入管局（別添7）に相談できるものとする。ただし、当該相談は、地方公共団体から特定技能所属機関に対して複数回にわたって協力を要請したにもかかわらず、特定技能所属機関が合理的な理由もなく要請に応じないような場合に限ること。
- (2) 地方入管局への相談に当たっては、事案の具体的な内容が分かるよう、所定の書面（別添8）及び参考資料をもって行う。
- (3) 地方入管局では、地方公共団体からの相談等を受けた場合、必要に応じて、当該地方公共団体又は特定技能所属機関等に事情を確認した上で、特定技能所属機関等に対する指導等を行う。

#### 5 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

#### 添付物

- 1 協力要請の流れ
- 2 特定技能制度の概要
- 3 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）（抜粋）
- 4 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和7年法務省令第3号）（抜粋）
- 5 協力確認書
- 6 特定技能所属機関へ協力要請を行う際の参考書式
- 7 地方出入国在留管理局の相談窓口一覧
- 8 特定技能所属機関に対する協力要請に関する相談申出書

# 協力要請の流れ

## 特定技能所属機関

### 1. 協力確認書の作成・提出

#### 提出先

以下、①②の属する市区町村

- ① 特定技能外国人が活動する**事業所の所在地**
- ② 特定技能外国人の**住居地**

#### 提出方法

各市区町村が指定する方法

例：紙（対面又は郵送）、電子メール、  
Webフォーム等

#### 提出時期

- 令和7年4月1日以降、初めて特定技能所属機関が特定技能外国人に係る在留諸申請を行うとき
- 提出済みの協力確認書の記載事項に変更等が生じたとき
- 特定技能外国人の事業所／住居地が変わった（他の市区町村への転居等）とき

提出

## 地方公共団体

### 2. 市区町村による協力確認書の受領

- 必要に応じて、関係部署等に対し、協力確認書上の情報（事業所の所在地、連絡先等）を共有

#### 特定技能所属機関への協力要請

- 必要に応じて、特定技能所属機関に対し、共生施策に係る協力を要請する  
⇒ 協力要請時は、趣旨、根拠、理由等を丁寧に説明するよう努める。

協力要請

#### 地方出入国在留管理局への相談

- 数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、  
特定技能所属機関から協力が得られない場合、地方出入国在留管理局に相談

相談

回報

#### 必要に応じて指導・助言・協力要請等

## 特定技能所属機関

### 3. 在留諸申請

- 協力確認書の提出先等を申告
- 地方公共団体による共生施策を踏まえ作成した1号特定技能外国人支援計画を提出

#### 協力要請への対応

- 共生社会の実現に必要な施策であり、それが支援計画に基づく支援に資するものである場合、協力要請に応じる

在留諸申請

## 地方出入国在留管理局

- 在留諸申請時、地方公共団体へ協力確認書の提出を行っていない特定技能所属機関に対し、提出を促す
- 地方公共団体からの相談に基づき、事実関係を確認の上、必要に応じて、指導・助言・協力要請等を行う

### ▶ 協力確認書の運用

- 協力確認書は、基本的に一度、地方公共団体に提出すれば足り、その後、特定技能所属機関が別の特定技能外国人を雇用する場合や、再度在留諸申請を行う場合、転職・転出時、及び帰国時には再提出を要さない。

### ▶ 協力要請の具体例

- 本件の趣旨を踏まえた協力要請の例
  - 条例等の法的根拠があるもの
  - アンケート調査、ヒアリング等への協力
  - 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

### ▶ 相談時の留意事項

- 地方出入国在留管理局への相談※は、地方公共団体から特定技能所属機関に対して十分に説明し、かつ数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、協力要請に応じない場合に限る
- 地方出入国在留管理局への相談は、文書で行う  
※事業所の所在地が属する地方出入国在留管理局

# 特定技能制度の概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：280,200人（令和6年11月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：673人（令和6年11月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業  
(赤字は特定技能1号・2号でも受け入れ可。黒字は特定技能1号のみで受け入れ可。)

## 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 就労が認められる在留資格の技能水準

### 特定技能以外の在留資格

「技術・人文知識・国際業務」  
「技能」  
「高度専門職（1号・2号）」  
「介護」  
「教授」  
等

### 特定技能の在留資格

「特定技能2号」



「特定技能1号」

専門的・技術的分野

非専門的・非技術的分野

「技能実習」

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）（抜粋）

1～4（略）

5 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項

（1）特定技能所属機関の責務

特定技能所属機関は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令等を遵守することはもとより、上記1の意義を理解し、本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保し、また、本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保するとともに、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務がある。

（略）

（2）1号特定技能外国人支援

ア 1号特定技能外国人支援は、特定技能所属機関又は登録支援機関が支援の実施主体となり、地域の外国人との共生に係る取組も踏まえつつ、1号特定技能外国人支援計画に基づき、これを行う。

1号特定技能外国人支援の内容については、主として以下のとおりとする。

- ① 外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供（外国人が理解することができる言語により行う。④、⑥及び⑦において同じ。）
- ② 入国時の空港等への出迎え及び帰国時の空港等への見送り
- ③ 保証人となることその他の外国人の住宅の確保に向けた支援の実施
- ④ 外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施（預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約に係る支援を含む。）
- ⑤ 生活のための日本語習得の支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 外国人が履行しなければならない各種行政手続についての情報提供及び支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- ⑨ 外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を行うことができるようにするための支援

イ～カ（略）

（3）～（5）（略）

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和7年法務省令第3号）（抜粋）

第一条 (略)

第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十二条二 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

十三 (略)

第三条 (略)

第四条 法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

二～五 (略)

\_\_\_\_\_ 市・区・町・村長 殿

### 協 力 確 認 書

特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をいたします。

年 月 日

特 定 技 能 所 属 機 関 名 \_\_\_\_\_

事 業 所 の 所 在 地 \_\_\_\_\_

担当者連絡先（部署・担当者名）\_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

メ ー ル ア ド レ ス \_\_\_\_\_

参考書式  
事務連絡  
令和〇年〇月〇〇日

(宛先特定技能所属機関名)

(地方公共団体名)

## ○○○○○○○○○○○○○○○○について（協力要請）

特定技能制度においては、特定技能所属機関は、地域における外国人との共生社会の実現のために実施する施策に御協力をいただくこととされています。

今般、○○市においては、○○条例に基づき、外国人住民を対象とした○○について検討を行っているところです。

つきましては、〇〇市の共生社会実現のための施策を推進するため、下記のとおり、貴社に御勤めの特定技能外国人の皆様を対象に、〇〇について御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 協力依頼の目的・趣旨・背景事情等  
※できるだけ具体的に記載する。
  2. 協力要請に係る対象者  
例：貴社〇〇事業所に所属する特定技能外国人すべて  
〇〇市に居住する特定技能外国人すべて
  3. 協力要請の内容  
※ いつ、誰に、何を、どのようになど、協力を求める内容について、  
できるだけ具体的に記載する。
  4. 関係条例、参考情報等  
例：〇〇条例、〇〇市ホームページ、〇〇に関する案内資料
  5. 連絡先、担当名等

## 地方出入国在留管理局の相談窓口一覧

※ 特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地を管轄する地方局・支局にお問合せください。

地方局・支局名	担当部門	住所	電話番号	管轄する都道府県
札幌出入国在留管理局	審査部門	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第3合同庁舎	0570-003259	北海道
仙台出入国在留管理局	審査第二部門	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	0570-022259	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
東京出入国在留管理局	就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30	0570-034259	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、 長野県
東京出入国在留管理局 横浜支局	就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	0570-045259	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18	0570-052259	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
大阪出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 一丁目 29 番 53 号	0570-064259	滋賀県、京都府、大阪府、 奈良県、和歌山県
大阪出入国在留管理局 神戸支局	審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378	兵庫県
広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4412	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
高松出入国在留管理局	審査部門	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町 72-9	087-822-5851	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
福岡出入国在留管理局	就労・永住審査部門	【持参による提出先】 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 【郵送による提出先】 〒814-0005 福岡県福岡市早良区祖原 14-15	092-831-4144	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
福岡出入国在留管理局 那覇支局	審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186	沖縄県

〇〇〇〇第〇〇〇〇号  
令和〇年〇月〇〇日

## 特定技能所属機関に対する協力要請に関する相談申出書

申出地方公共団体	地方公共団体名： 連絡先： (担当者名： )
相談先地方出入国 在留管理局	〇〇出入国在留管理局
特定技能所属機関	名称： 事業所所在地： 連絡先： (担当者名： )
事 案 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が求める協力の具体的な内容、関連する共生施策、協力を求める根拠（条例等）、理由、必要性等</li> <li>地方公共団体による協力要請、説明の時期、説明を行った回数、協力要請に対する特定技能所属機関の反応等（協力要請に応じないとする具体的かつ詳細な理由等）</li> </ul> <p>※必要に応じて、別紙により概要を記載することも可</p>
備 考	

※ 上記特定技能所属機関から提出があった協力確認書（写し）及びその他参考資料（根拠となる条例、共生施策の内容が分かる資料、アンケート調査用紙、イベント開催案内文等）を添付する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 回報書

措 置 内 容	<p>例1：令和〇年〇月〇日、上記特定技能所属機関に対して、出入国管理及び難民認定法第19条の19第〇号に基づき、〇〇するよう指導を行った。</p> <p>例2：令和〇年〇月〇日、上記特定技能所属機関がおこなった〇〇（改善命令の内容）について、改善命令を行った。</p> <p>※必要に応じて、別紙により回報内容を記載することも可</p>
備 考	<p>〇〇出入国在留管理局〇〇部門（担当：〇〇） 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>